

2023年11月

お客様各位

インパック株式会社
代表取締役 守重 へきろう

領収書の発行とインボイス(適格請求書)について

拝啓

向寒の候、貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、誠に勝手ながら領収書とインボイス(適格請求書)について下記の通り対応させていただきます。

皆様にはご不便とご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 代金引換の場合

商品をお届けした時の「代引金額領収書(送り状)」が、会計法規上正式な領収書となりますのでこちらから別の領収書は発行致しません。伝票の宛名と領収書の名前が違う領収書をご入用の場合、代金引換を選ばれないようご注意ください。領収書の二重発行を防ぐ為の措置となりますので、ご理解とご協力をお願い致します。適格請求書をご入用の場合はお手数ですがお問い合わせフォームよりご連絡をお願い致します。「支払証明書」を発行致します。「支払証明書」と「納品書」を合わせて適格請求書の記載要件を満たします。

2. コンビニ決済の場合

コンビニが代金と引換に発行するお支払いの控え兼領収書(セブンイレブンは払込受領証)が正式な領収書となります。こちらから別の領収書は発行致しませんのでご注意ください。コンビニ支払いの手数料には既に収入印紙代が含まれておりますので、領収書としての効力を備えております。適格請求書をご入用の場合はお手数ですがお問い合わせフォームよりご連絡をお願い致します。「支払証明書」を発行致します。「支払証明書」と「納品書」を合わせて適格請求書の記載要件を満たします。

3. クレジットカード決済の場合

ご入用の場合は「領収書」を発行させていただきます。但し書きに「クレジットカードにてお支払い」と明記させていただきます。印紙税法第17号の1文書に該当しないため、5万円を超える場合でも収入印紙は貼り付け致しません。「領収書」と「納品書」を合わせて適格請求書の記載要件を満たします。お手数ですがお問い合わせフォームよりご連絡をお願い致します。

以上